

札幌市立平岡公園小学校 いじめ防止基本方針

札幌市立平岡公園小学校
令和7年4月1日版

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為です。

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであるという基本認識の下、国の「いじめ防止対策推進法(2013年施行、以下同法)」「いじめの防止等のための基本的な方針(2017年施行)」、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の趣旨をふまえ、本校児童が安心して、楽しく豊かな学校生活を送ることができる学校づくりを実践するために、本方針を策定しました。

本方針の策定により、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの問題について保護者、地域、関係機関との連携を深めながら、未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応を目指します。

1 いじめ防止基本方針の策定にあたって

「いじめ防止対策推進法」においては、いじめは次のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

さらに具体的ないじめの態様として、以下の内容が記載されています。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これに加えて、国の方針の最終改訂で示された重点事項には、以下の記述が示されています。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している。
 - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない。(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する。
- いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

これら、内容、文言が修正された背景を鑑み、その趣旨を理解し、さらに改定された生徒指導提要(令和4年12月)の内容や関係法令等の内容も踏まえ、以下の重点を据えて本校の方針を策定しました。

2 本方針の重点

- ◎ **重点1: 学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築**
- ◎ **重点2: 本方針の具体的展開に向けた見直しと共有**
- ◎ **重点3: 積極的ないじめの認知と、教職員一人一人の生徒指導力の向上**
- ◎ **重点4: 課題早期発見対応、事案発生後の困難課題対応的生徒指導**
- ◎ **重点5: 全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的指導の充実**

3 機能的な学校いじめ対策組織の構築【重点1】

いじめを防ぐために、そしていじめを早期に発見し解決に向けて適切に対応するために、学校全体での対応が可能な組織として、「いじめ対策委員会」を設置しました。この組織が真に機能するためには、前提として、校内の教職員間内に「迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える安心感がもてる状態(心理的安全性)を作り出すことが大切であると考えます。また、児童や保護者に対して、いじめ対策委員会の存在及び活動が認識されるような取組を行う必要があります。

<構成員>

- 基本メンバー
 - 校長、教頭、教務主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、SC、SSW
- 必要に応じて参加要請する連携外部関係機関
 - 保護者(PTA)、パートナー校、スクールロイヤー、学校担当指導主事、警察関係者、児童相談所、家庭児童相談員 病院関係者等

※ 構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

<委員会の役割> ～「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検～

- ・ 「生徒指導年間計画」の通り、月に1回学年研修での確認と定例会を行う。
- ・ いじめアンケート実施後には、必ず開催する。
- ・ いじめ防止に係る、道徳科、学級活動の実践、情報モラル教育の中核的な推進を行う。
- ・ 本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行う。
- ・ 会議録を作成する等、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているか検証を行う。

<教職員への共通理解と意識啓発>

- ・ 認知及び解消にあたっては、本委員会で判断する。（教職員個人に委ねない）
- ・ 教職員間で情報共有が可能になるように、可視化（見える化）を図る。
- ・ 校内研修の企画・実施を推進する。

<いじめ事案への対応>

- ・ いじめ相談や通報の窓口の中核的役割として、複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。
- ・ 教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童からの訴えなどを、一人の教職員が抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、進んで報告・相談できるよう環境を整備する。
- ・ 把握したいじめに対して、客観的・多角的に分析を行い、主体的かつ適切に対応する。

4 いじめ防止対策委員会の取組

(1) 本方針の具体的展開に向けた見直しと共有【重点2】

本方針に基づく「生徒指導年間計画」を作成し、「学校安全計画」との有機的なつながりをもちながら、年間を通じていじめ防止の活動を進めるとともに、その取組の評価を通して、次年度以降の取組改善につなげていきます。

(2) 積極的ないじめの認知と教職員一人一人の生徒指導力の向上【重点3】

～積極的ないじめの認知に向けて、以下の機会を通じ早期発見に努めます～

① 児童に対して行うこと

- ・ 「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を6月に実施する。
→学校独自のアンケートを実施し、併せて悩み相談週間設置、悩みについての表出、相談する機会の設置
- ・ 「悩みやいじめに関するアンケート調査」を11月に実施する。
→市教委のアンケートを実施し、併せて悩み相談週間設置、悩みについての表出、相談する機会の設置
- ・ 「悩み相談週間」を年に2回（6月・1月）実施する。
→担任外などが交代で常駐、声を出しにくい児童が相談しやすい環境の整備

② 教職員が行うこと

- ・ 児童一人一人の変化に気付く機会を意識するとともに、教職員間で共有する。
→登校時、下校時、休み時間、清掃、給食時などの様子
→欠席や遅刻の状況や、その時の様子、家庭連絡時の様子
- ・ 「悩み相談週間」を複数回設置し、その内容を複数で共有するとともに、気になることがあ

ばいじめ防止対策委員会でも共有する。

- ・ いじめ防止のための法令や、本方針を理解するとともに、子ども理解研修を行うことで生徒指導対応力向上を図る。

(3) 課題早期発見対応、事案発生後の困難課題対応的生徒指導及び全ての児童を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的指導の充実【重点4】【重点5】

いじめの防止に向けた取組においては、いじめの積極的な認知を認め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを「生まない環境づくりを進め、児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。「生徒指導提要（改訂版）」にも記されている生徒指導の4層の支援構造「①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導」は、いじめに関する生徒指導と重なるものであり、この構造を押さえた取組により、同法第8条において規定される、「学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対応を行う」という責務を果たします。

① いじめ防止につながる発達支持的生徒指導の視点から

～『多様性を認め、人権侵害しない人に育つような働きかけ』を行い、「全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指す～

- ・ 多様性に配慮し、均質化のみに走らない学校・学級づくり。
- ・ 児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ・ 自主的活動・児童の声を生かす取組によって、自己有用感を育む。
- ・ 「困った」「助けてほしい」と言えるように適切な援助希求を促す。

② 課題未然防止教育的生徒指導の観点から

～『いじめに向かわない態度・能力を身に付ける道徳や学級活動の取組』を行う～

- ・ 教育課程上におけるいじめ防止の取組。
- ・ 情報モラル教育の取組。

③ 課題早期発見対応

～『いじめの予兆の発見と迅速な対応』を行う～

- ・ アンケート調査から。
- ・ 本人や当該保護者からの訴えから。
- ・ こまめな校内的見回り、日常の教育相談活動から。

④ いじめへの対応の原則の共通理解

- ・ いじめられている児童の理解と傷ついた心のケアを早急に行う。また、解消の目安である3か月経過時まで、教職員による見守りを徹底する。
- ・ 被害児童及び保護者との面談を通して、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ・ 加害児童の保護者に対しても、学校における情報等を共有し、連携して指導と見守りを行う。
- ・ いじめ加害者と被害者の関係修復を行う。
- ・ いじめの根本的解消を目指す。

⑤ 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

右のようなケースが判明した場合は、できるだけ早い段階からSCやSSWを交えた「いじめ対策委員会」において丁寧なアセスメント、詳細な事実確認を行い、それらに基づいていじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童の安全・安心を回復するための支援と心のケアを第一にしつつ、加害児童への成長支援も視野に入れた指導や両者の関係修復、当該学級の立て直し等を目指します。

- ・ 周りから仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
- ・ 閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ・ 被害と加害が錯綜しているいじめ
- ・ 教職員等が、被害児童側にも問題があるとみてしまうケース
- ・ いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある
- ・ いじめが集団化し孤立状態にあるケース
- ・ 学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース
- ・ 学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

5 未然防止に向けて

(1) 学級経営の充実

- ・ 自己有用感を高め、居心地の良い学級空間を創る。
- ・ 違いや多様性を認め合う思いやりのある人間関係を育む。
- ・ 目的意識、役割意識、所属意識、仲間意識が向上する集団活動の充実を図る。

(2) 豊かな心の育成

- ・ 思いやりを大切にする教育を全教育活動において充実させる。
- ・ 自他の命と人権を尊重しようとする意識を高める指導を充実させる。
- ・ 心揺さぶる体験活動を工夫する。

(3) 「学び合い」「伝え合い」を重視した授業の推進

- ・ 一人一人が主体的に考え、伝え合う子を目指し、学習規律を整えつつ、互いの存在を認め合う話し方や聴き方を大事にする授業を行う。

(4) 子ども主体のいじめ防止に向けた取組の推進

- ・ 子ども一人一人がいじめの問題について考える取組を推進する。(児童会や委員会等)

(5) 「いじめ問題」に関する重大性の理解

- ・ 全校朝会等の場で、「いじめは絶対に許されない」ということや、いじめに気付いた時はすぐに大人に知らせること、自分や他者を大切にすることを児童に伝える。

(6) 「いじめ防止・対処マニュアル」の策定と周知→【作成が必要】

- ・ 本校としての手順を明確に規定する。

(7) 学校評価項目を新たに作成し、組織や計画、実施状況の定期的なチェックを行う→【作成が必要】

- ・ 学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行状況、アンケートの実施状況、個人面談・保護者面談実施状況、校内研修の実施状況)に関する項目を設定。←市教委が必須と位置付けている

(8) 進級・進学の際の確実な引継

- ・ いじめに関する個別の対応状況については、記録等と併せて、児童の進級進学の際に確実に引き継ぎ、次年度以降の指導や支援につなげる。
- ・ 進学の際、悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、用紙そのものを中学校へ引き継ぐ。
- ・ その他シャボテンのデータを引き継ぐ。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ・ 児童が自殺を企図した。
 - ・ 身体に重大な障害を負った。
 - ・ 金品等に重大な被害を被った。
 - ・ 精神性の疾患を発症した。
- ② いじめにより児童等が相当の期間（30 日）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
 - ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 発生時の対応

- ① 重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 当該事案に対処するための組織を設置し、いじめられた児童からの聞き取りをはじめ、質問紙 調査の使用やその他適切な方法により、児童の心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。（因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。）
- ③ いじめを受けた児童・保護者に対して、調査結果に基づき、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

【関係機関(いじめ相談窓口)】

- いじめ電話相談(市教委・少年相談室)(24 時間)
0120-127-830(フリーダイヤル)
- 全国統一の教育相談ダイヤル(24 時間)
0570-078-310(ナビダイヤル)
- 少年相談 110 番(道警本部)
0120-677-110(フリーダイヤル)
- いのちの電話
011-231-4343(24 時間)
0570-783-556(ナビダイヤル)
- 子どもアシストセンター
0120-66-3783(子ども専用ダイヤル)
011-211-3783(大人用)
- 子どもアシストセンター相談メール
assist@city.sapporo.jp
- 札幌市児童相談所
011-622-8630
- 子ども安心ホットライン
011-622-0010
- 子ども人権 110 番
0120-007-110
- チャイルドライン
0120-99-7777